○沖縄総合事務局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・二・十四号浦添西原線

三　事業施行期間　自平成二十六年一月十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県浦添市前田二丁目及び三丁目並びに中頭郡西原町字徳佐田徳佐田地内

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第二号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

名称　国営沖縄記念公園

位置　沖縄県那覇市首里当蔵町三丁目

区域　別紙図面のとおり（略）

（内閣府沖縄総合事務局に閲覧所を設け、平成二十六年一月十日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十六年一月二十四日

○沖縄総合事務局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那覇市字仲井真西オフリー原三五二番四から同市字仲井真西オフリー原三四一番まで	前	五四・九八～六〇・四一メートル	〇・〇二二〇キロメートル
	後	五四・九八～五五・〇七メートル	〇・〇二二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名護市字辺野古下福地原六二三番一地内	前	二九・四〇～四一・七〇メートル	〇・〇六一〇キロメートル
	後	三一・一〇～四四・九〇メートル	〇・〇六一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
うるま市石川東恩納長嶺原一〇一四番一から同市石川東恩納長嶺原一〇一三番一まで	前	四一・二七～四四・五二メートル	〇・〇一七〇キロメートル
	後	四一・二七～四四・五二メートル	〇・〇一七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	沖縄県糸満市西崎一丁目七番三から同市西崎一丁目二番十七まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十日

○沖縄総合事務局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那覇市具志三丁目一二番一から豊見城市字瀬長舟無小原八十番二まで	前	三〇・〇〇～一二〇・〇〇メートル	〇・七〇七一キロメートル
	後	三六・〇〇～一三一・六〇メートル	〇・六七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊見城市字瀬長舟無小原八十番二から同市字田頭原一五五番六まで	前	三一・〇〇～四〇・五〇メートル	一・〇三〇キロメートル
	後	三一・〇〇～六四・九〇メートル	一・〇七二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所